出　生　届

令和　　年　　月　　日届出

奈良県奈良市長　殿

受理 令和 年 月 日 第 号	発送 令和 年 月 日
送付 令和 年 月 日 第 号	奈良県奈良市長 印

書類調査	戸籍記載	記載調査	調査票	附票	住民票	通知

(1)	生まれた子	子の氏名（よみかた）（外国人のときはローマ字を付記してください）	氏　名	父母との続き柄：□嫡出子　□嫡出でない子　（□男　□女）
(2)	生まれた子	生まれたとき	令和　年　月　日　□午前 □午後　時　分	
(3)	生まれた子	生まれたところ	番地 番　号	
(4)	生まれた子	住所（住民登録をするところ）	番地 番　号 （よみかた） 世帯主の氏名　／　世帯主との続き柄	
(5)	生まれた子の父と母	父母の氏名 生年月日（子が生まれたときの年齢）	父：昭和 平成　年　月　日（満　歳）	母：昭和 平成　年　月　日（満　歳）
(6)	生まれた子の父と母	本籍（外国人のときは国籍だけを書いてください）	番地 番 筆頭者の氏名	
(7)	生まれた子の父と母	同居を始めたとき	平成・令和　年　月（結婚式をあげたとき、または、同居を始めたときのうち早いほうを書いてください）	
(8)	生まれた子の父と母	子が生まれたときの世帯のおもな仕事と	□1. 農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯 □2. 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯 □3. 企業・個人商店等（官公庁は除く）の常用勤労者世帯で勤め先の従業者数が１人から99人までの世帯（日々または１年未満の契約の雇用者は5） □4. ３にあてはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の役員の世帯（日々または1年未満の契約の雇用者は5） □5. １から４にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯 □6. 仕事をしている者のいない世帯	
(9)	生まれた子の父と母	父母の職業	（国勢調査の年… 令和　年…の4月1日から翌年3月31日までに子が生まれたときだけ書いてください） 父の職業	母の職業
	その他		父母婚姻年月日　平成・令和　年　月　日	
	届出人	□1. 父 □1. 母 □2. 法定代理人（　） □3. 同居者 □4. 医師 □5. 助産師 □6. その他の立会者 □7. 公設所の長		
	届出人	住所 □(4)と同じ	番地 番　号	
	届出人	本籍 □(6)と同じ	番地 番　筆頭者の氏名 □(6)と同じ	
	届出人	署名　印	昭和 平成　年　月　日生	

事件簿番号	

連絡先	電話　（　）
	自宅・勤務先[　]・携帯

記入の注意

鉛筆や消えやすいインキで書かないでください。

子が生まれた日を含めて14日以内に提出してください。

届書は、1通でさしつかえありません。

子の名は、常用漢字、人名用漢字、かたかな、ひらがなで書いてください。子が外国人のときは、原則かたかなで書くとともに、住民票の処理上必要ですから、ローマ字を付記してください。

子の氏名のよみかたも必ず記入してください。

□には、あてはまるものに☑のようにしるしをつけてください。

筆頭者の氏名には、戸籍のはじめに記載されている人の氏名を書いてください。

届け出られた事項は、人口動態調査（統計法に基づく基幹統計調査、厚生労働省所管）にも用いられます。

子の父または母が、まだ戸籍の筆頭者となっていない場合は、新しい戸籍がつくられますので、この欄に希望する本籍を書いてください。

届出人は、原則として子の父または母です。届出人が署名押印したあと届書を持参する方は親族、その他の方でもかまいません。

◎母子健康手帳と届出人の印を持参ください。

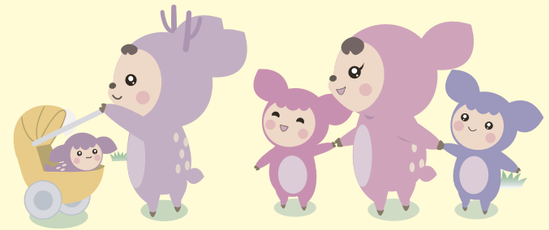

奈良市の子育ておうえんサイト
子育て@なら（あっと）
子育てあっとなら　検索

出生証明書

	子の氏名		男女の別	1 男　2 女
	生まれたとき	令和　年　月　日　午前 午後　時　分		
(10)	出生したところ及びその種別	出生したところの種別	1 病院　2 診療所　3 助産所 4 自宅　5 その他	
(10)	出生したところ及びその種別	出生したところ	番地 番　号	
(10)	出生したところ及びその種別	（出生したところの種別1～3）施設の名称		
(11)	体重及び身長	体重　グラム	身長　センチメートル	
(12)	単胎・多胎の別	1単胎　2多胎（　子中第　子）		
(13)	母の氏名		妊娠週数	満　週　日
(14)	この母の出産した子の数	出生子（この出生子及び出生後死亡した子を含む）　人 死産児（妊娠満22週以後）　胎		
(15)	1. 医師 2. 助産師 3. その他	上記のとおり証明する。 令和　年　月　日 （住所） 番地 番　号 （氏名）　印		

記入の注意

夜の12時は「午前０時」、昼の12時は「午後０時」と書いてください。

体重及び身長は、立会者が医師又は助産師以外の者で、わからなければ書かなくてもかまいません。

この母の出産した子の数は、当該母又は家人などから聞いて書いてください。

この出生証明書の作成者の順序は、この出生の立会者が例えば医師・助産師ともに立ち会った場合には医師が書くように１、２、３の順序に従って書いてください。
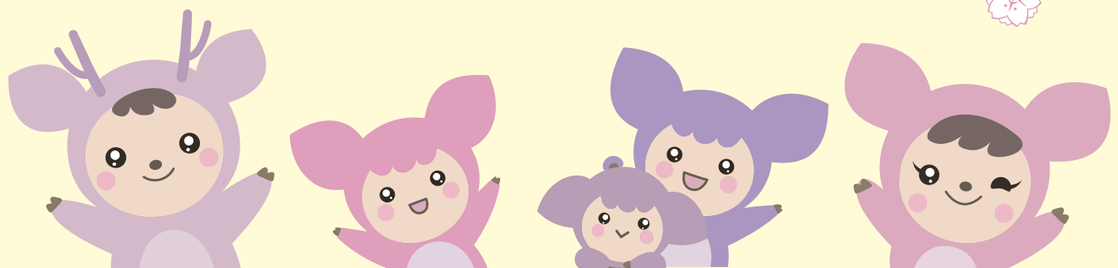
※出生届の手続について、悩みや困りごとがあれば、お近くの市区町村又は法務局にご相談ください。
出生届を届け出なければ、その子の戸籍がつくられず不利益を被るおそれがあります。
詳しくは法務省のホームページをご覧ください。　無戸籍　法務省